

別紙1-2-5-8-2

系統として機能、性能を達成する設備

(その他再処理設備の附属施設 緊急時対策所

緊急時対策建屋電源設備)

1. 概要
2. 要求される機能、性能と主流路の考え方
  - (1) 要求される機能、性能について
  - (2) 緊急時対策建屋電源設備に係る主流路の考え方
  - (3) 主配管名称の設定の考え方
  - (4) 留意事項
3. 要求される耐震クラスの考え方
4. 抽出結果

添付1：別紙2 機能要求②抜粋（緊急時対策建屋電源設備）

- (1) 第50条：緊急時対策所

添付2：申請対象設備リスト（緊急時対策建屋電源設備）

添付3：申請対象設備抽出結果（緊急時対策建屋電源設備）

- (1) 緊急時対策建屋電源設備

## 1. 概要

本資料は、共通09 補足説明資料 別紙「各条における申請対象設備」にて整理した系統として機能、性能を達成する設備について、設計図書等に対して色塗りを行い、安全機能に関する対象範囲や対象機器を抽出したものを示すものである。

## 2. 要求される機能、性能と主流路の考え方

### (1) 要求される機能、性能について

その他再処理設備の附属施設 緊急時対策所 緊急時対策建屋電源設備（以下、「緊急時対策建屋電源設備」という。）に要求される機能、性能のうち、系統として達成する機能、性能は、以下のとおりであり、要求される機能、性能を踏まえて、緊急時対策建屋電源設備の設計図書等の系統図を色塗りし、機能が要求される対象範囲や対象機器を抽出する。

緊急時対策建屋電源設備に係る機能要求②が要求される条文の「別紙2 抜粋版」を「添付1」及び「別紙1-1-40（共通09 別紙2 一覧）」に示す。

### a. 重大事故等対処設備に係る機能、性能

#### (a) 第50条：緊急時対策所

##### i. 【緊急時対策建屋用発電機での発電】

(2) 緊急時対策建屋電源設備に係る主流路の考え方

基本設計方針の要求を踏まえ、緊急時対策建屋電源設備に係る主流路を設定する。

緊急時対策建屋電源設備に係る機能、性能について、「2. (1) 要求される機能、性能について」に示した「a. 重大事故等対処設備に係る機能、性能」の系統機能を、事業変更許可申請書における系統概要図等を用いて機能全体に係る系統構成及び主流路となる範囲を示す。

a. 重大事故等対処設備に係る機能、性能

(a) 第50条：緊急時対策所

i. 【緊急時対策建屋用発電機での発電】

緊急時対策建屋電源設備は、外部電源が喪失し重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な電力を緊急時対策建屋換気設備等の重大事故等対処設備の負荷へ給電するための設備であり、緊急時対策建屋用発電機2台（以下、「発電機」という。）、及び発電機が7日間以上の連続運転ができる燃料を供給する燃料補給設備並びに発電機の運転に必要な空気を供給する系統で構成する。

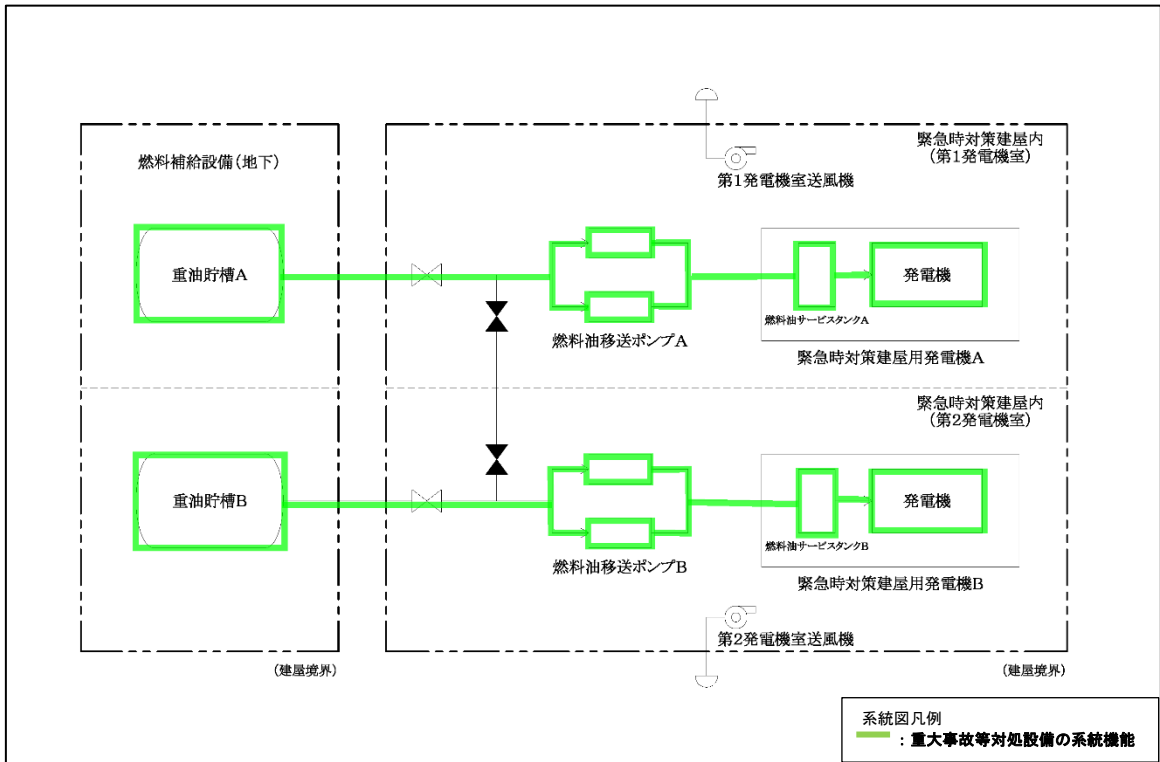
なお、緊急時対策建屋電源設備の配電系統については、基本設計方針として示し、添付書類（単線結線図）にて配電先を示す。

【緊急時対策建屋用発電機での発電】に係る緊急時対策建屋電源設備の範囲は、以下のとおり。（第2-1図～第2-2図参照）

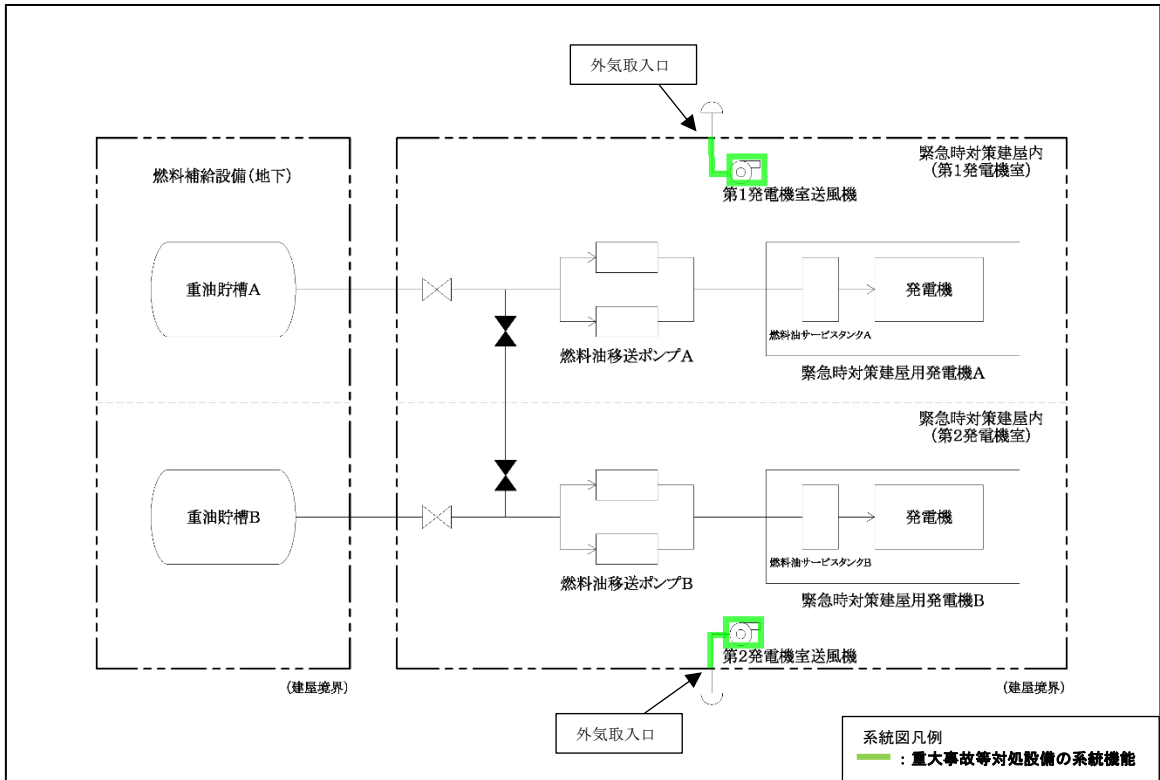
- 緊急時対策建屋用発電機（燃料油サービスタンク、発電機（内燃機関及び同期発電機を含む））
- 重油貯槽、燃料油移送ポンプ、重油を保持する配管
- 発電機室送風機、外気取入口から発電機室へ空気を移送するダクト

なお、発電機室送風機の外気取入口は、系統を構成するものであるが、建物の一部により構成されるものであることから、主配管として位置付けない。

主配管の具体的な範囲は「2.（3）主配管名称の設定の考え方」の「(a) 第50条 緊急時対策所 i. 【緊急時対策建屋用発電機での発電】」に示す。



第 2 - 1 図 緊急時対策建屋電源設備 系統概要図 (燃料補給設備)



第 2 - 2 図 緊急時対策建屋電源設備 系統概要図 (発電機室送風機の系統)

### (3) 主配管名称の設定の考え方

緊急時対策建屋電源設備の主配管名称を設定するにあたり、系統機能に係る主流路の範囲を「2. (2) 緊急時対策建屋電源設備に係る主流路の考え方」で示した主要機器を用いて示し、系統機能【緊急時対策建屋用発電機での発電】を基本とし、機能を期待する範囲等を踏まえて主配管名称を設定する。

このため、当該系統機能に係る主流路の範囲に対し、主配管グループに纏め、「主配管（緊対所燃料補給設備系）」等と記載する。また、系統概要図にて主流路を設定した範囲と、「添付3 (1) 抽出リスト」、「添付2 申請対象設備リスト」に示す主配管グループとの紐付け関係が判るように示す。

なお、上記の主配管グループを、それぞれ個別の主配管に展開していく際に、個別の名称の付け方は、添付する「別紙1-2-6 設計図書の記載に係る留意事項」に従い、仕様表作成段階までに詳細化（from-to形式）を実施する。

a. 重大事故等対処設備に係る機能、性能

(a) 第50条：緊急時対策所

i. 【緊急時対策建屋用発電機での発電】

【緊急時対策建屋用発電機での発電】に係る主流路の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（緊対所燃料補給設備系）」、「主配管（緊対所発電機室系）」とする。

(i) 発電機本体（第3-1図参照）

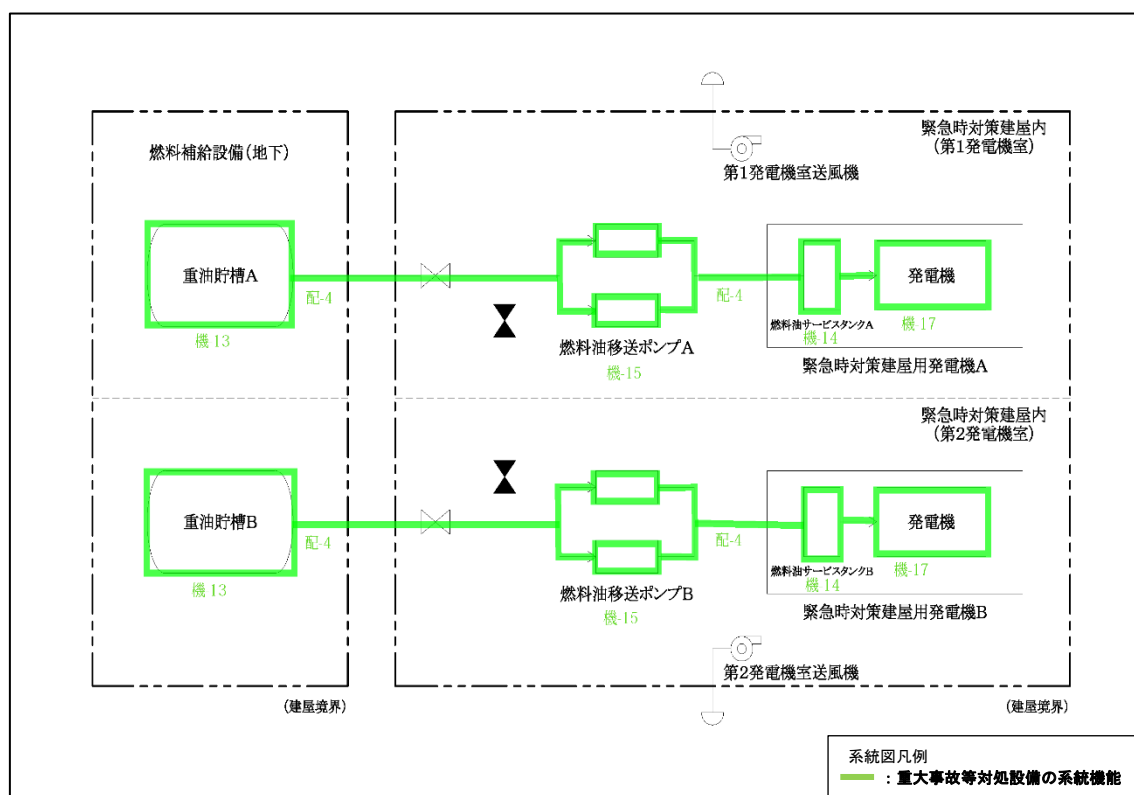
- 緊急時対策建屋用発電機（燃料油サービスタンク、発電機（内燃機関及び同期発電機を含む））

(ii) 燃料補給設備（第3-1図参照）

- 重油貯槽⇒燃料油移送ポンプ⇒緊急時対策建屋用発電機（燃料油サービスタンク、発電機（内燃機関及び同期発電機を含む））

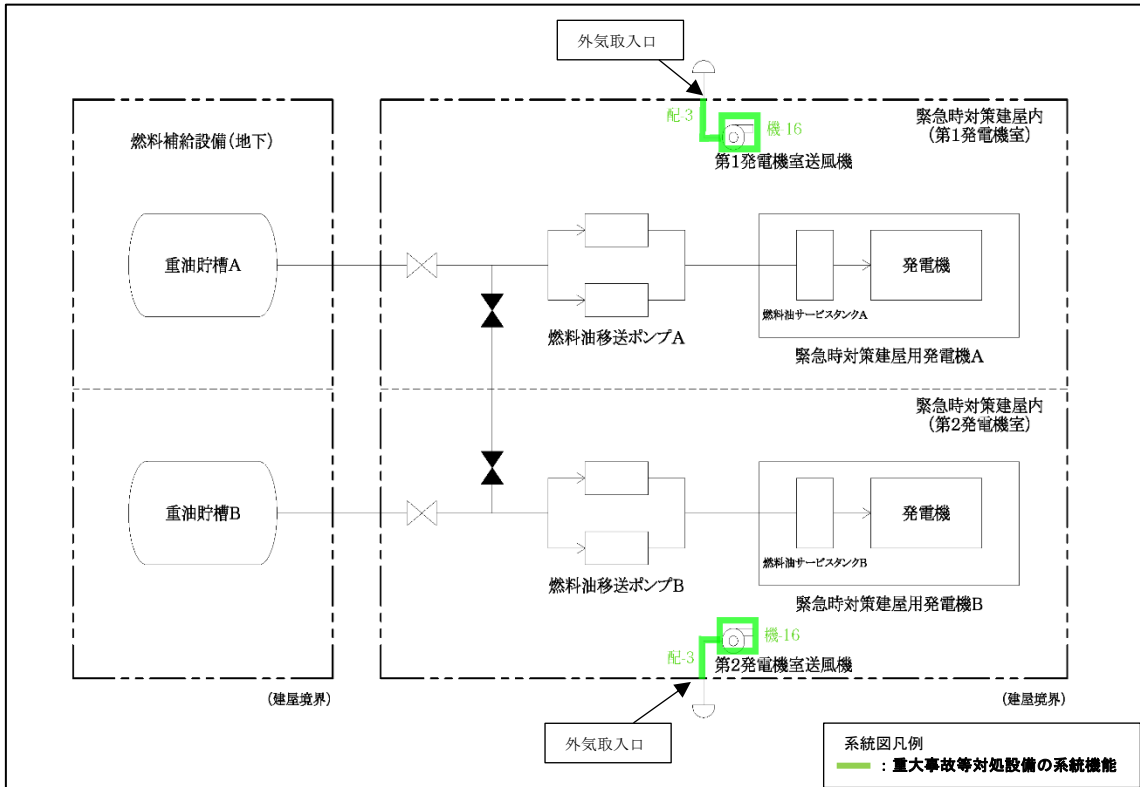
(iii) 発電機室への送気（第3-2図参照）

- （外気取入口）⇒第1／第2発電機室送風機



第3-1図 燃料補給設備 系統概要図





第3-2図 発電機室送風機 系統概要図

#### (4) 留意事項

共通09本文に基づき、テストライン、バイパスライン、ベント・ドレンライン等については、主流路の対象としない。再処理施設の各設備に共通する、主流路として設定しない対象の基本的な考え方について、発電炉工認ガイドに示すものを参考として「別紙1-2-6 設計図書の記載に係る留意事項」に示す。

2. (3)にて整理した各条文の系統機能を担保している緊急時対策建屋電源設備に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図を第4-1～第4-4図及び第4-1表に示す。

なお、主流路上に設置される弁、フィルタ等については、当該設備に要求される系統として機能、性能を達成するために仕様等で適合性を示す弁、フィルタ等は主要機器として抽出するが、それ以外の流路を形成する弁、フィルタ等である場合は主要機器として抽出しない。

上記以外の緊急時対策建屋電源設備の特徴を踏まえた主流路を設定する上での留意事項について、以下に示す。

##### a. 発電機室送風機

発電機室送風機は、緊急時対策建屋用発電機が7日間以上の連続運転するために必要となる冷却空気を送風する機器であり、再処理工場の第1非常用発電機及び第2非常用発電機の冷却系に使用する安全上重要な施設の安全冷却水系による冷却機能に相当する機能にあたるため、主流路として設定する。(第4-1図参照)

##### b. 主流路を設定しない範囲

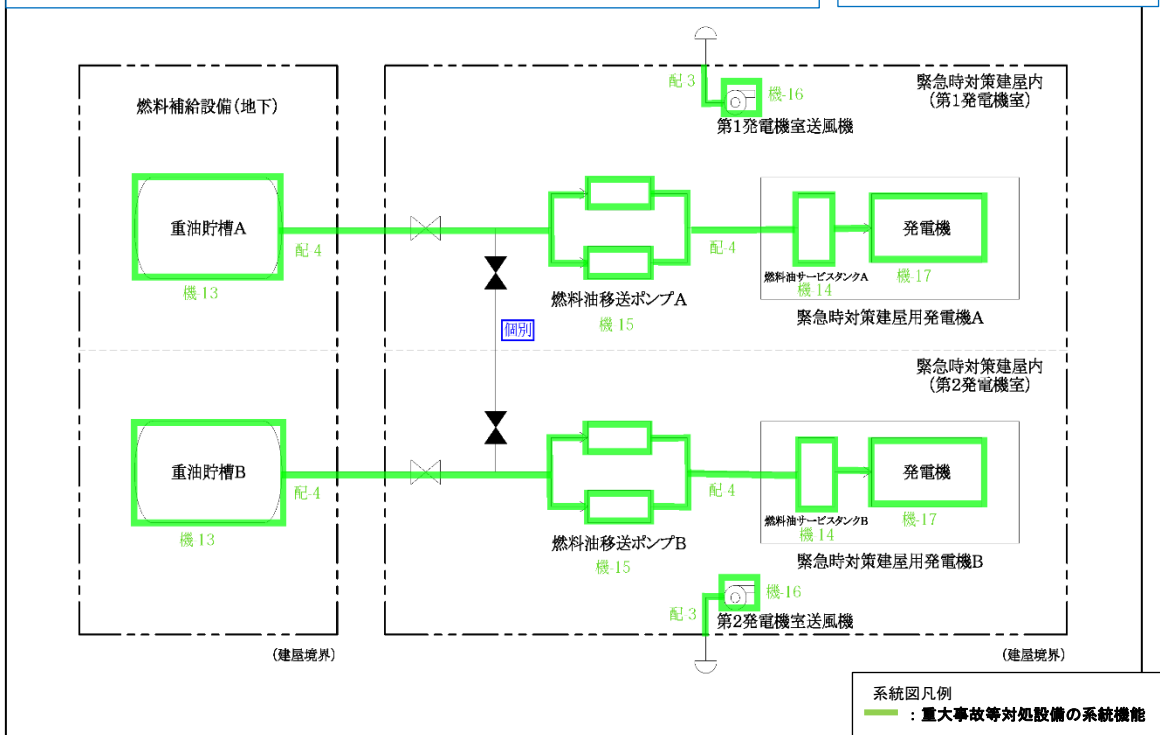
緊急時対策建屋電源設備において、主流路と設定しない範囲及び理由を以下に示す。

- 重油貯槽の保守時において発電機への燃料供給ラインを一時的に確保するためのバイパスラインであり、発電機に対する重油貯槽からの燃料供給は、通常の燃料供給ラインを主流路として設定しているため、当該設備を主流路と設定しない。(第4-1図参照)
- 自主対策設備である電源車への燃料供給ラインであり、発電機の運転に必要な機能に影響を与えるものではないため、当該設備を主流路と設定しない。(第4-2図及び第4-3図参照)
- 発電機の連続運転に必要な燃料供給機能及び発電機の冷却機能に直接関係するものではないため、発電機周りの潤滑油ライン、排気ラインは発電機として扱い、添付書類(系統図)で構成を示すことから、当該設備を主流路と設定しない。(第4-2図～第4-4図参照)

□内の（アルファベット記号、個別）は主流路としない理由分類を示す。  
 アルファベット記号に紐づく理由分類は第4-1表及び別紙1-2-6「設計図書に記載事項に係る留意事項」の13.「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。  
 なお、「個別」の詳細については、本別紙 本文 2. (4) 留意事項にて示す。

青：主流路としない理由

※番号は別紙②-b 理由整理表に示す。



第4-1図 緊急時対策建屋電源設備に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図



第4-2図 緊急時対策建屋燃料補給設備に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図（A系）



第4-3図 緊急時対策建屋燃料補給設備に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図（B系）



第4-4図 発電機室送風機に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図

第4-1表 再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方

(別紙1-2-6 抜粋)

分類	主流路としない理由の類型	主流路としない対象	具体的理由
A	ドレン・ベントライン	・通常液移送時又は保守時における系統内への液張り後における系統内の空気を抜くベントライン	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するラインであるため主流路としない。
		・容器、ポンプ、弁等の機器の保守時における系統内の溶液等を抜くためのドレンライン	
		・開放容器等の機器ベントライン	
		・系統に液張り（容器内への液張り、容器等シール部への液張り）を行う液張りライン	
		・機器等の保護の観点で設置するベントライン	
B	バイパスライン	・計器（流量計）の保守時に使用するバイパスライン	
		・容器、スチームトラップ、弁、フィルタ等の保守時に使用するバイパスライン	
C	テストライン	・保守時において試験を行う際に試験機器等を接続する試験ノズル ・保守時における系統試験を行うためのテストライン	
D	除染・洗浄ライン	・保守時・停止時における機器等の除染・洗浄を行う除染・洗浄ライン	
E	ミニマムフローライン	・ポンプ安定運転のためのミニマムフロー（逃がし）ライン	機器故障を防止するために使用するラインであるため、主流路としない。
F	オーバーフローライン	・方が一、容器等で溢れた流体を系統又は建屋内に保持するためのオーバーフローライン	機器故障等で方が一使用する非定常ラインであるため、主流路としない。
G	循環（攪拌）ライン	・溶液等のポンプ（動力ポンプ、エアリフト、スチームジェット、エアジェット、水ジェット）による攪拌ライン	溶液等均質化を目的として使用するラインであるため主流路としない。
		・圧縮空気（かくはん用空気によるバルセータ含む）による攪拌ライン	
		・熱交換器、デミスタ、ミストフィルタ等で凝縮した凝縮水を回収する循環ライン	熱交換により発生する凝縮水を回収（循環）する目的で使用するラインであるため主流路としない。
		・方が基準値を満たさない流体等が発生した場合又は再利用を目的として前工程へ移送して処理を行うための循環ライン ・方が一室等へ低レベル等の溶液が漏えいした場合に貯槽へ移送して処理を行うための循環ライン	再利用を目的として使用するラインであるため主流路としない。
H	サンプリングライン	・分析試料を採取するためのサンプリングライン	少量の分析試料を分析試料採取装置で採取するためにしようするラインであるため主流路とし
		・放管用の試料を採取するためのサンプリングライン	
I	計装ライン	・プロセス量の計測を行うための検出配管、計装導圧配管、チュービング（計装用空気配管）、ガイドパイプ	計装配管及び計装信号ラインであり、主流路としない。
J	機器駆動用サポートライン (スチームジェットポンプ等の安全機能に関係するものを除く)	・エアリフト、サイホン、ゲデオン、スチームジェット、フルイディックポンプ、MERC交換型遠心ポンプ等の起動・停止に使用する真空ライン、真空破壊ライン、駆動用空気ライン、呼び水ライン、排気ライン	機器駆動用システムに付随するサポート系ラインであり、主流路としない。
K	小型機器等からの排気ライン	・小型ポット、サンプリングボックス、各室、機器駆動用サポートラインからの排気ライン	廃棄、換気及び閉じ込め機能を担保する主要な機器（容器、グロブボックス、フード等）からの排気ラインでないため、主流路としない。
L	液調整、置換、保守等を行うための一般ユーティリティライン	・運転用、液調整、系統内置換等を行うための試薬、水、空気等の放射性物質等を含まない一般ユーティリティライン（水、空気、蒸気、試薬）	通常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主流路としない。
	(安全機能に関係するものを除く)	・流路を形成するために必要な機器に供給する一般ユーティリティライン（水、空気、蒸気、試薬） ・保守時における詰まりを除去するためのアイスプラグを形成するために使用する一般ユーティリティライン	
M	崩壊熱除去評価対象外の貯槽等への安全冷却水供給ライン	・崩壊熱除去評価対象外であり、安全上重要な施設の安全機能の支援に係らない貯槽、冷凍機等への安全冷却水を供給するライン *安全空気圧縮装置、非常用ディーゼル発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備のセル内クーラー等へ安全冷却水を供給する系統は主流路	崩壊熱除去機能及び安全上重要な施設の安全機能支援を担保する主要な機器（容器、熱交換器等）へ安全冷却水を供給するラインでないため、主流路としない。
N	将来増設用ライン (安全機能に影響するものを除く)	・安全機能に影響しない将来増設用として設置しているライン	・安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインであり、主流路としない。
O	換気設備の給気系ライン	・外気取り入れ口から送風機を経由して各室まで送風するライン	・廃棄、換気及び閉じ込め機能に係らない換気・空調用のラインであり、主流路としない。
個別	分類A～Nの共通的な理由以外のライン	・別紙1-2 本文2. (4)に記載の対象。	・別紙1-2 本文2. (4)に記載の理由。

### 3. 要求される耐震クラスの考え方

申請対象設備の耐震クラスの整理は、事業変更許可申請書の「添付書類六 第1.6-5表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類」及び「添付書類六 第1.7.18-1表 主要な重大事故等対処設備の設備分類」（以下、「クラス別施設等」という。）を踏まえて実施する。

緊急時対策建屋電源設備に係る申請対象設備の耐震クラスは、常設耐震重要重大事故等対処設備とし、基準地震動Ssの地震力に対して必要な機能が維持できる設計とする。

緊急時対策建屋電源設備に係る申請対象設備の耐震クラスの全体像を第5-1図に示す。

#### <重大事故等対処設備の主配管の耐震設計>

条文	系統機能	主配管名称	重大事故等対処設備				
			代 S	代 B/C	代無 S	代無 B/C	1.2Ss
第50条： 緊急時対策所	緊急時対策建屋電 源設備	主配管（緊対所燃料補給設備系）	—	—	○	—	—
		主配管（緊対所発電機室系）	—	—	○	—	—

#### <重大事故等対処設備の凡例>

代S：安全機能を有する施設（耐震Sクラス）の機能を代替する重大事故等対処設備

代B/C：安全機能を有する施設（耐震B/Cクラス）の機能を代替する重大事故等対処設備

代無S：代替する安全機能が無い重大事故等対処設備（耐震Sクラス）

代無B/C：代替する安全機能が無い重大事故等対処設備（耐震B/Cクラス）

1.2Ss：基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して必要な機能を維持する重大事故等対処設備

主配管を設定した範囲の耐震設計は、クラス別施設等に示す主要機器の耐震設計に準じた設計を原則とし、外部電源が喪失し重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するための設備として機能を期待する範囲については、耐震重要度分類において、Sクラスが要求されている。

緊急時対策建屋電源設備の機器のクラス別施設、設備分類、安全機能に対する設備の耐震設計を以下に示す。

添付書類六 第1.6-5表

重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類 抜粋

系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設 〔（）内は、設計基準対象の設備を兼ねる 設備及びその耐震重要度分類〕	設備分類		直接支持構造物	間接支持構造物	建物・構築物	
	設備名称	構成する機器		設備	耐震重要度分類				
緊急時対策建屋 電源設備	緊急時対策建屋 代替電源設備	緊急時対策建屋用発電機	-	S	常設耐震重要重大事故等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対処設備	緊急時対策建屋	-
		緊急時対策建屋高圧系統 6.9kV緊急時対策建屋用母線							-
		緊急時対策建屋低圧系統 400V緊急時対策建屋用母線							-
		燃料油移送ポンプ							-
		燃料油配管・弁							-
重油貯槽	常設耐震重要重大事故等対処設備	-	-	基礎	Ss	-			

添付書類六 第1.7.18-1表

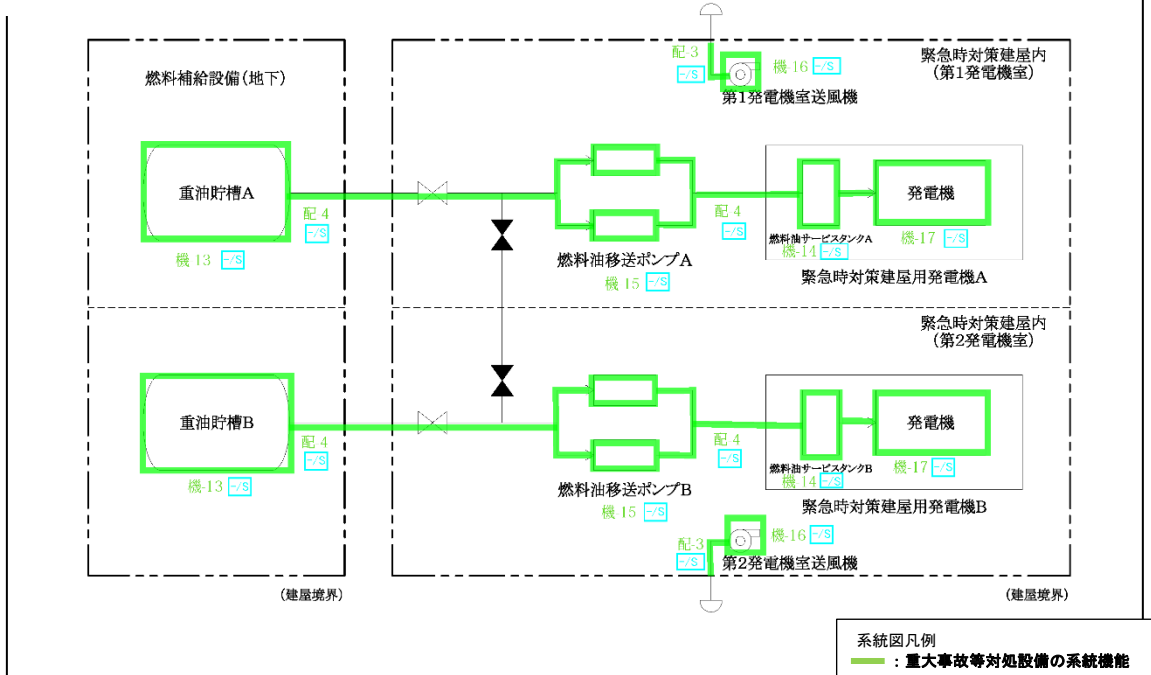
主要な重大事故等対処設備の設備分類 抜粋

系統機能	設備		重大事故等対処設備 の分類	設備分類	重大事故等の要因事象		重大事故等対処設備の設置 保管場所	代替する機能を有する安全機能を有する施設	
	設備名称	構成する機器			常設/可搬型	分類		内的事象	外的事象
緊急時対策建屋 電源設備	緊急時対策建屋 代替電源設備	緊急時対策建屋用発電機	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	-	-
		緊急時対策建屋高圧系統 6.9kV緊急時対策建屋用母線	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	-	-
		緊急時対策建屋低圧系統 400V緊急時対策建屋用母線	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	-	-
		燃料油移送ポンプ	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	-	-
		燃料油配管・弁	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	-	-
		重油貯槽	常設	常設耐震重要重大事故等対処設備	○	○	屋内	-	-



DB/SA	記載項目	記載内容
【DB】	DB 耐震クラス	S, B, C, B-1, B-2, C-1, C-2
	1. 2Ssの有無(左側)(起因系)	1. 2Ss, 無記入
【SA】	SA 耐震クラス	(S), (B), (C), S, B, C ( )は常設耐震重要重大事故等対処設備 (代替元の耐震クラスを記載) ( )無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外
	1. 2Ssの有無(右側)(対処系)	1. 2Ss, 無記入

記載方法 (左側: DB, 右側: SA)  
記載凡例: DB 耐震クラス, 1. 2Ss/SA 耐震クラス, 1. 2Ss



第5-1図 緊急時対策建屋電源設備の耐震クラス範囲の概要図

#### 4. 抽出結果

色塗りにて抽出した機器等のリスト(抽出リスト)、色塗り結果を「添付3」に示す。抽出結果を反映した申請対象設備リストを「添付2」に示す。

設計図書等を確認するにあたり、設計図書の記載に係る留意事項を「別紙1-2-6」に示す。

また、緊急時対策建屋電源設備の設計図書等の色塗りについては、主流路となる範囲が明確になるように着色（重大事故等対処設備に係る系統機能は緑）する。

以上

## 添付 1

### 別紙 2 機能要求②抜粋 (緊急時対策建屋電源設備)

#### 共通09 別紙 2 一覧参照

No.	名称
25	第 30 条：緊急時対策所 第 50 条：緊急時対策所

## 添付 2

申請対象設備リスト  
(緊急時対策建屋電源設備)

別紙1-2：申請対象設備リスト（系統設備）

番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	基本設計方針 組付け番号	エビダンス 組付け番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
	その他再処理設備の附属施設	—	—	緊急時対策所	重大事故等対処設備	緊急時対策建屋電源設備	重油貯槽	重油貯槽	容器	30条/50条- 8, 107, 109, 110, 111 .113, 116, 117, 119, 122, 123, 123, 124, 1 26	機-13	G17	2	②-4	新設	—	常設SA	-/1.0	—	MOX (再処理主)
	その他再処理設備の附属施設	—	—	緊急時対策所	重大事故等対処設備	緊急時対策建屋電源設備	—	燃料油サービスタンク	容器	30条/50条- 8, 107, 109, 110, 111 .113, 116, 117, 119, 122, 123, 123, 124, 1 26	機-14	AZ	2	②-4	新設	—	常設SA	-/1.0	—	MOX (再処理主)
	その他再処理設備の附属施設	—	—	緊急時対策所	重大事故等対処設備	緊急時対策建屋電源設備	燃料油移送ポンプ	燃料油移送ポンプ	ポンプ	30条/50条- 8, 105, 107, 110, 111 .112, 113, 115, 117, 118, 119, 121, 123, 1 24, 125	機-15	AZ	4	②-4	新設	—	常設SA	-/1.0	—	MOX (再処理主)
	その他再処理設備の附属施設	—	—	緊急時対策所	重大事故等対処設備	緊急時対策建屋電源設備	—	発電機室送風機	ファン	30条/50条- 8, 105, 110, 111, 112 .113, 117, 118, 119, 120, 123, 124	機-16	AZ	2	②-4	新設	—	常設SA	-/1.0	—	MOX (再処理主)
	その他再処理設備の附属施設	—	—	緊急時対策所	重大事故等対処設備	緊急時対策建屋電源設備	—	主配管 (緊対所発電機室系)	主配管	30条/50条- 8, 105, 110, 111, 112 .113, 117, 119, 120, 123, 124	配-3	AZ	一式	②-4	新設	—	常設SA	-/1.0	—	MOX (再処理主)
	その他再処理設備の附属施設	—	—	緊急時対策所	重大事故等対処設備	緊急時対策建屋電源設備	燃料油配管・弁	主配管(緊対所燃料補給設備系)	主配管	30条/50条- 8, 107, 110, 111, 112 .113, 117, 119, 123, 124	配-4	AZ, G17	一式	②-4	新設	—	常設SA	-/1.0	—	MOX (再処理主)
	その他再処理設備の附属施設	—	—	緊急時対策所	重大事故等対処設備	緊急時対策建屋電源設備	緊急時対策建屋用発電機	緊急時対策建屋用発電機	発電機	30条/50条- 8, 105, 110, 111, 112 .113, 114, 117, 118, 119, 120, 123, 124, 1 25	機-17	AZ	2	②-4	新設	—	常設SA	-/1.0	—	MOX (再処理主)

## 添付 3

申請対象設備抽出結果  
(緊急時対策建屋電源設備)

## (1) 緊急時対策建屋電源設備

機器：抽出リスト（機器）  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考
機-13	その他再処理設備の附属施設	—	—	緊急時対策所	重大事故等対処設備	緊急時対策建屋電源設備	重油貯槽	重油貯槽	容器		G17	2	②-4	新設	—	常設SA	-/1.0	—	MOX (再処理主)	
機-14	その他再処理設備の附属施設	—	—	緊急時対策所	重大事故等対処設備	緊急時対策建屋電源設備	—	燃料油サービスタンク	容器		AZ	2	②-4	新設	—	常設SA	-/1.0	—	MOX (再処理主)	
機-15	その他再処理設備の附属施設	—	—	緊急時対策所	重大事故等対処設備	緊急時対策建屋電源設備	燃料油移送ポンプ	燃料油移送ポンプ	ポンプ		AZ	4	②-4	新設	—	常設SA	-/1.0	—	MOX (再処理主)	



配管：抽出リスト（配管）  
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用(主従)	共用(主従)	備考	
配-3	その他再処理設備の附属	—	—	緊急時対策所	重大事故等対処設備	緊急時対策建屋電源設備	—	主配管(緊対所発電機室系)	主配管	—	AZ	一式	②-4	新設	—	常設SA	-/1.0	—	MOX(再処理主)	
配-4	その他再処理設備の附属	—	—	緊急時対策所	重大事故等対処設備	緊急時対策建屋電源設備	燃料油配管・弁	主配管(緊対所燃料補給設備系)	主配管	—	AZ, G17	一式	②-4	新設	—	常設SA	-/1.0	—	MOX(再処理主)	

共通09 別紙1-2-5-8-1、1-2-5-8-2  
緊急時対策所 ②-bの理由整理表

EFD NO.	別紙1-2-6 分類*	②-bの理由
1	A	配管ラインに設置する機器の保護のために使用するラインであるため主流路と設定しない。
2	C	配管ラインに設置する機器の保守及びテストラインとして使用するために使用するラインであるため主流路と設定しない。
3	I	差圧計の導圧管は計装配管のため主流路として設定しない。
4	個別	保守時に燃料を供給する切替えラインのため主流路と設定しない。
5	個別	自主対策設備である電源車への燃料供給ラインのため主流路と設定しない。
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

\*：分類は別紙1-2-6 「設計図書の記載事項に係る留意事項」の13. 「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。







